

宇部市人・農地プラン検討会設置要綱

(目 的)

第1条 本市における人・農地プランについて、地域農業の実情や地域の中心となる経営体の意向が十分反映され、地域農業の将来を見通して持続可能なものとなっているか審査・検討するため、宇部市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人・農地プランに係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委 員)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 生産者団体等の役員
 - (2) 山口県農業協同組合宇部統括本部
 - (3) 山口県美祢農林水産事務所農業部
 - (4) 宇部市農業委員会
 - (5) 宇部市農林振興課
 - (6) 公益財団法人やまぐち農林振興公社
- 2 委員の概ね3割以上は女性で構成する。

(会 長 等)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、宇部市農林振興課長とし、副会長は宇部市農業委員会事務局長補佐をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶 務)

第6条 検討会の庶務は、農林振興課において処理する。

(そ の 他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年11月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年12月14日から施行する。